

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和1年8月15日(2019.8.15)

【公表番号】特表2018-522011(P2018-522011A)

【公表日】平成30年8月9日(2018.8.9)

【年通号数】公開・登録公報2018-030

【出願番号】特願2018-502129(P2018-502129)

【国際特許分類】

A 6 1 K	39/00	(2006.01)
A 6 1 K	39/35	(2006.01)
A 6 1 K	39/395	(2006.01)
A 6 1 K	38/17	(2006.01)
A 6 1 P	43/00	(2006.01)
A 6 1 P	37/02	(2006.01)
A 6 1 K	35/744	(2015.01)
A 6 1 K	47/66	(2017.01)
A 6 1 K	47/68	(2017.01)
C 0 7 K	19/00	(2006.01)
C 0 7 K	16/00	(2006.01)
C 1 2 N	1/21	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	39/00	G
A 6 1 K	39/35	
A 6 1 K	39/395	Y
A 6 1 K	38/17	1 0 0
A 6 1 P	43/00	1 2 1
A 6 1 P	37/02	
A 6 1 K	35/744	
A 6 1 K	47/66	
A 6 1 K	47/68	
C 0 7 K	19/00	
C 0 7 K	16/00	
C 1 2 N	1/21	

【手続補正書】

【提出日】令和1年7月3日(2019.7.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

F c R n ターゲティング部分及び抗原含有部分を含むリコンビナントキメラ構築物を含む、目的の1つの抗原に対する寛容を誘導するための、医薬組成物であって、粘膜投与される医薬組成物。

【請求項2】

抗原が、自己抗原であるか、抗原が、アレルゲンであるか、又は抗原が、治療目的で外因性投与される分子である、請求項1に記載の医薬組成物。

**【請求項 3】**

被験体が、成人、妊婦又は子供である、請求項 1 に記載の医薬組成物。

**【請求項 4】**

被験体が、新生児又は新生子である、請求項 1 に記載の医薬組成物。

**【請求項 5】**

被験体が、自己免疫疾患を発症しやすいか、若しくは発症しやすいと考えられるか、又は既に発症したか、若しくは発症している、請求項 1 に記載の医薬組成物。

**【請求項 6】**

被験体が、アレルギーを発症しやすいか、若しくは発症しやすいと考えられるか、又は既に発症したか、若しくは発症している、請求項 1 に記載の医薬組成物。

**【請求項 7】**

被験体が、治療目的又は他の目的で外因性投与される分子に対する免疫応答を発症しやすいか、若しくは発症しやすいと考えられるか、又は既に発症したか、若しくは発症している、請求項 1 に記載の医薬組成物。

**【請求項 8】**

被験体が、移植組織又は移植造血細胞又は移植血液細胞に対する免疫応答を発症しやすいか、若しくは発症しやすいと考えられるか、又は既に発症したか、若しくは発症している、請求項 1 に記載の医薬組成物。

**【請求項 9】**

F c R n ターゲティング部分が、I g G 抗体の、好ましくは I g G 1 若しくは I g G 4 抗体の、特により好ましくは I g G 1 抗体の、F c 又は該 F c の一部である、請求項 1 に記載の医薬組成物。

**【請求項 10】**

本発明のリコンビナントキメラ構築物が、F c 領域の一部からなるアミノ酸配列と、抗原の抗原性部分を含むアミノ酸配列とを含む融合タンパク質である、請求項 1 に記載の医薬組成物。

**【請求項 11】**

リコンビナントキメラ構築物を、該構築物を発現するリコンビナント細菌によって被験体に投与する、請求項 1 に記載の医薬組成物。

**【請求項 12】**

リコンビナントキメラ構築物を、口腔を介して送達する、請求項 1 に記載の医薬組成物。

。

**【請求項 13】**

リコンビナントキメラ構築物を、気道を介して送達する、請求項 1 に記載の医薬組成物。

。